

# 地域活動支援センター「川口市社会福祉センター」 重要事項説明書

〔令和6年8月1日現在〕

本重要事項説明書は、本事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、本事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを説明するものです。

本事業所のサービス利用は、原則として利用の決定を受けた方が対象となります。

## 1 サービスを提供する事業者

名称	社会福祉法人川口市社会福祉事業団
所在地	埼玉県川口市大字赤井1055番地
電話番号	048-229-3387
代表者氏名	理事長 池田 誠
設立年月日	昭和59年4月1日

## 2 事業の目的及び運営の方針

事業の種類	地域活動支援センター
施設の名称	地域活動支援センター「川口市社会福祉センター」
施設の所在地	川口市大字道合1421番地
連絡先	電話番号 048-297-7170 FAX 048-297-7156
施設長	所長 戸嶋 正樹
サービスの実施地域	川口市
主たる対象者	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害者総合支援法の対象となる難病等の範囲
利用定員	15人
開設年月日	平成9年4月1日

## 3 サービスの目的・運営方針

目的	心身に障害があるために外出の機会が少ない方が、安心して地域で日常生活を送れるよう、その実情に応じ創作活動や機能訓練などを実施することにより、充実した生きがいを見だし、健康で活力ある生活を送るための一助とすることを目的とします。
施設の運営方針	常に利用者の立場にたち、意向を尊重するとともに、個人の心身の状況に応じたサービスの提供及び充実した日中活動を行える様に支援します。

## 4 事業所の概要

### (1) 施設

建物	構造	鉄筋コンクリート造 地上3階建
	延べ床面積	2,739.74㎡の内 1,703.85㎡
敷地面積		3,234.25㎡

### (2) 本事業所の施設設備の概要

本事業所の施設設備の概要は以下のとおりです。

日常生活訓練室	77.7㎡	機械器具類あり（訓練用ベッド・平行棒等）
社会適応訓練室	86.7㎡	機械器具類あり（上肢訓練ボード・歩行訓練階段等）
食堂	75.4㎡	
浴室	104.6㎡	特殊浴槽あり
相談室	9.7㎡	
作業室	62.0㎡	陶芸用備品、木工用備品あり
屋上庭園		園芸療法を実施しています。園芸用備品あり
送迎車両		車椅子対応（リフト付）ワゴン車

### (3) 施設の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日（国民の祝日・休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く）
営業時間	午前9時から午後4時まで

## 5 職員の配置状況

本事業所では、地域活動支援センター事業サービスを提供する職員として、下記の職種の職員を配置しています。

職 種	常勤	非常勤	業務内容
施 設 長	1		施設の統括責任者
生活相談員	1		各種活動、作業支援、主に生活相談を行う
指 導 員	2		各種活動、作業支援、生活相談
理学療法士		1	機能訓練

## 6 本事業所が提供するサービスと利用料金

本事業所ではご利用者に対して以下のサービスを提供します。

### (1) サービスの内容

機 能 訓 練	専門の理学療法士の指導により、ご利用者の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復、又はその減退を防止するための訓練を実施します
社会適応訓練	ご利用者の希望によりパソコンなどの社会適応訓練を実施します。
更 生 相 談	ご利用者の医療・福祉・生活等のご相談に応じます。
介護方法の指導	ご希望に応じてご家族等に介護技術の指導を行います。
レクリエーション	季節の行事、カラオケ、趣味活動等のレクリエーションを実施します。
創作的活動	絵画、園芸療法、陶芸等の創作活動を支援します。 (月～金 曜日により活動内容が異なります)
食事の提供及び介助	食事の提供及び食事の介助をいたします。(午前12時30分～午後1時30分頃)
送 迎	ご利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。時間帯等は別途ご連絡します。
入 浴	入浴の介助又は清拭などを行います。ご利用者のご希望及び心身等の状況に応じて、一般浴槽、機械浴槽を使用して入浴することができます。(毎日午前9時～午後1時頃)

## 7 利用料金(利用者負担額)

### (1) 利用料金(利用者負担額) 1日あたり

#### ① 利用者が本事業所に直接お支払いいただく利用料金(利用者負担額)

下記の料金表によって、基本サービスと食事代、送迎及び入浴に係る加算の合計額をお支払いいただきます。

区 分	利 用 料 金	
基本サービス	1日あたり	620円
食事の提供	1食あたり	500円
送迎に係る加算	片道1回あたり	54円
入浴に係る加算	1回あたり	40円
創作的活動等に係る材料費	実費相当額	

#### ② その他の費用

ア タオルレンタル代 1セット(大タオル2枚、小タオル1枚) 120円となります。(全額自己負担)

利用希望者及び入浴時にタオルを忘れた方はご負担していただきます。

イ 利用者の希望により提供する日常生活上必要な費用として、実費をご負担していただきます

#### ③ 利用料金の減免

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)施行令第17条第1項第2号に該当する方については、基本サービスの1月の利用料金は9,300円を上限とし、食事の提供に係る利用料金は、利用料金から300円が減額されます。

イ 障害者総合支援法施行令第17条第1項第3号に該当する方については、基本サービスの1月の利用料金は4,600円を上限とし、食事の提供に係る利用料金は、利用料金から300円が減額されます。

ウ 障害者総合支援法施行令第17条第1項第4号に該当する方については、基本サービス、送迎及び入浴に係る加算に関する利用料金が免除となり、食事の提供に係る利用料金は、利用料金から300円が減額されます。

### (2) キャンセル料

利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

ご利用日の当日午前8時45分までにご連絡いただいた場合	無 料
ご利用日の当日午前8時45分までにご連絡がなかった場合	ご利用日当日分の昼食費 500円 ※

※ キャンセル料については、障害者総合支援法施行令第17条第1項各号に該当する方についても一律500円(実

費) となります。

### (3) 利用料金 (利用者負担額) の支払い方法

利用料金のお支払いについては、金融機関口座からの自動引き落としがご利用いただけます。なお、引き落としにかかる手数料は事業所が負担いたします。その他のお支払い方法については、担当者にご相談ください。

前記 (1) (2) の利用料金 (利用者負担額) は、1 ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、当月分を翌月末日までにお支払い下さい。

## 8 ご利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令及び川口市社会福祉事業団情報公開規程に基づいて、ご利用者の記録や情報を適切に管理し、ご利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写物の交付に係る費用は、ご利用者の負担となります。)

## 9 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかにご家族及び医療機関への連絡等を行います。

## 10 相談、要望、苦情等の受付について

### (1) 本事業所における相談、要望、苦情等の受付

サービスに対する苦情やご意見、利用料金のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

本事業所 ご利用相談窓口	苦情解決責任者 所長 戸 嶋 正 樹 苦情受付担当者 土 橋 和 貴 ご利用時間 午前8時30分～午後5時 電話番号 048-297-7170 F A X 048-297-7156
-----------------	--

### (2) 第三者委員 (福祉サービスの苦情解決制度)

本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員 (福祉サービス調整委員) として選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見を第三者委員 (福祉サービス調整委員) に相談することもできます。

名 前	経 歴	連絡先
すが わら ひろ たか 菅 原 啓 高	・弁護士	【事務所】 048-240-0725
えぐち りゅうぞう 江 口 隆 三	・川口市民生委員児童委員協議会 ・中央地区民生委員児童委員協議会 会長	048-252-3711
かさ はら ひろし 笠 原 博	・川口地区保護司会副会長	048-266-1883

第三者委員 (福祉サービスの苦情解決制度) を利用するには施設の担当者または本部事務局へご相談ください。始めに、苦情受付担当者が相談に応じます。

直接言いづらい、解決されないなど、施設と利用者との話し合いで解決できない問題について、この制度の利用を希望する場合、職員にその旨をお伝えいただくか、本部事務局へご相談ください。施設の担当者または本部事務局から第三者委員 (福祉サービス調整委員) へ連絡・調整をして、解決を図ります。

本部事務局	所在地 川口市大字赤井1055番地 電 話 048-229-3387
-------	---------------------------------------

### (3) 行政機関その他苦情受付機関

川口市福祉部 障害福祉課	所在地 川口市青木2-1-1 電話番号 258-1110 受付日 月曜日～金曜日 (祝日年末年始を除く) 受付時間 午前8時30分～午後5時
埼玉県運営 適正化委員会	所在地 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ1階 電 話 048-822-1243 F A X 048-822-1406

## 1.1 虐待防止のために講じる措置の概要

本事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見し、迅速かつ適切な対応を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、支援員に対し研修を実施する等の措置を講じます。

### (1) 虐待防止に関する責任者及び相談窓口

虐待防止に関する 相談窓口	虐待防止責任者 所長 戸 嶋 正 樹 虐待防止担当者 土 橋 和 貴 受付時間 午前8時30分～午後5時 電話番号/FAX 048-297-7170 / 048-297-7156
	川口市障害者虐待防止センター（川口市役所障害福祉課内） ご利用時間 平日 午前8時30分～午後5時15分 相談専用電話 048-259-7926（直通） FAX 048-259-7943 ※夜間及び休日の相談・通報について 川口市役所 048-258-1110（代表）

(2) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(3) 虐待防止するための対策を検討する委員会を年1回以上開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。

## 1.2 身体拘束等の禁止

当施設は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

(1) やむを得ず身体拘束を行う場合には必要な事項を記録します。

(2) 身体拘束等の適正化を検討する委員会を年に1回以上開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。

(3) 身体拘束等の適正化のための指針を整備しています。

(4) 身体拘束等の適正化のための研修を実施しています。

## 1.3 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生において、利用者に対する障害福祉サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画を策定し、必要な措置を講じます。

(1) 従事者に対し業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施しています。

(2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っています。

## 1.4 衛生管理

感染症が発生、まん延しないように次の措置を講じます。

(1) 感染症及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従事者に周知徹底を図っています。

(2) 感染症のまん延防止のための指針を整備しています。

(3) 感染症のまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施しています。

## 1.5 本事業所ご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	施設の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫 煙	全室禁煙です。
宗教活動・政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
利用・管理	共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をお願いします。 利用者は、主治の医師からの指示事項等がある場合には、必ず申し出てください。 けんか、口論、中傷その他、他人の迷惑となるような行為をしないでください。 その他管理上必要な指示に従ってください。

令和 年 月 日

地域活動支援センター事業のサービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 所在地 川口市大字赤井1055番地  
事業者名 社会福祉法人川口市社会福祉事業団  
説明者 所属 地域活動支援センター「川口市社会福祉センター」  
氏名 生活相談員 土橋和貴 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、地域活動支援センター事業サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

代理人 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印